

記載例

農地所有適格法人報告書

令和 〇 年 〇 月 〇〇 日

南砺市農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地 富山市舟橋北町4番19号
名称及び代表者氏名 農事組合法人 ファームとやま
代表理事 富山太郎 ⑤
代表者自宅住所 富山市新総曲輪1番1号
代表者電話番号 〇〇—〇〇〇〇
※必ずご記入願います。

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	農事組合法人ファームとやま 代表理事 富山太郎	
主たる事務所の所在地	富山市舟橋北町4番19号	
経営面積 (ha)	所有農地の有無	有 ・ 無
	田	25.0 ha
	畑	0.5 ha
	採草放牧地	
法人形態	農事組合法人	

2 農地法第2条第3項第1号関係

1 事業の種類

区分	農 業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	注1 米、麦、大豆	注2 農作業受託	
翌事業年度の計画	米、麦、大豆	農作業受託	

注1 法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載します。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載します。

注2 関連事業等に該当する内容

- ・ 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- ・ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- ・ 農業生産に必要な資材の製造
- ・ 農作業の受託
- ・ 農業と併せ行う林業
- ・ 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

(2) 売上高 注 3

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	30,000,000 円	
報告対象年度の1年前(実績)	29,000,000 円	
報告対象年度(実績)	32,000,000 円	
翌事業年度の計画	29,000,000 円	

注 3 法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載します。

3 農地法第2条第3項第2号関係
構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍等		議決権 の 数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		在留資格 又は特別 永住者	農地等の提供面積(㎡)		農業への年間 従事日数		農作業委 託の内容		
			権利の種類		面積	直近 実績 注4		翌事業 年度の 計画	
富山 太郎				1	賃借権	10,000	300	300	
立山 太郎				1	賃借権	8,000	250	250	
農業 好男				1	賃借権	8,000	220	230	
～				～	～	～	～	～	
朝日 昇				1			300	300	
劔 良夫				1	賃借権	7,000	60	60	
越中 次郎				1					全作業委 託
注:別紙でもよいが同じ項目を全組合員分記入すること				※農事 組合法 人は1人 1議決					

注 4 「直近実績」欄は、報告対象年度の実績を記入してください。以下同様とします。

議決権の数の合計	25
農業関係者の議決権の割合	100%

注：農地所有適格法人の要件は農業関係で 50% 超え

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 1,500 日

注：構成員全員の労働日数を集計します。
常時従事者に該当するか計算式により判断するときにはこの日数を利用します

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等		議決権 の数
			在留資格又は 特別永住者	

議決権の数の合計

--

農業関係者以外の者の議決権の割合

--

注：農地所有適格法人の要件は農業関係者以外では 50%未満

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、**組員名簿又は株主名簿の写し**を添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

経理とかの総務事業も含まます

氏名	住所	役職	国籍等	農業への年間 従事日数 注①		必要な農作業への 年間従事日数 注②		
				在留資格又は 特別永住者	直近実績	翌事業年 度の計画	直近実績	翌事業年 度の計画
富山 太郎	富山市舟橋北町41番地	代表理事	日本		300	300	250	250
立山 太郎	富山市舟橋北町 50 番地	理事	日本		250	250	230	230
農業 好男	富山市舟橋北町 51 番地	理事	日本		230	230	200	230
射水 次郎	富山市舟橋北町 52 番地	理事	日本		100	100	100	100

注：農地所有適格法人要件は、①農業への年間従事日数原則 150 日以上の人が過半を占めること、
②農作業への年間従事日数は 1 人以上が原則 60 日以上従事すること（4 人いれば 3 人 150 日
以上でないといけないことになります）

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	国籍等		農業への年間 従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
			在留資格又は 特別永住者	直近実績	翌事業年 度の計画	直近実績	翌事業年度 の計画	

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借権による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、**農地を所有する農地所有適格法人のみ**記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)。

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては、在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、**その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)**を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。
- 8 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。